

(設置)

第1条 高齢者の保健、福祉、医療の各分野における基盤を整備すべく高齢者保健福祉及び介護保険(以下「介護保険等」という。)に関する施策の企画立案並びにその実施について、町民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われることに資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、三郷町介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平14条例17・全改)

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、町の介護保険等に関する施策の実施状況の調査その他介護保険等に係る施策に関する重要事項
- (3) 地域包括支援センターの運営、設置等に関する事項
- (4) 地域包括支援センターの職員の確保に関する事項
- (5) 地域包括ケアに関する事項
- (6) 地域密着型サービスを行う事業者の指定基準及び介護報酬の設定並びに当該基準に基づく事業者の指定に関する事項
- (7) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価に関する事項
- (8) 第3号から第7号までに掲げるもののほか、地域包括支援センターの適切な運営、公正性及び中立性の確保並びに地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から町長が必要であると認める事項

(平14条例17・平18条例25・平20条例13・一部改正)

(意見の具申)

第3条 協議会は、前条の規定により調査審議した結果必要があると認めるときは、同条各号に掲げる事項に関して町長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民を代表する者
- (2) 介護等に関し学識又は経験を有する者
- (3) 介護サービス等に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 町長は、第2項第1号の委員を委嘱するにあたっては、できる限り町民各層の意見が反映されるよう公募制その他適切な方法により選任するように努めなければならない。

(平14条例17・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

付 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

付 則(平成14年3月19日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

(三郷町老人保健福祉基本計画策定審議会設置条例の廃止)

2 三郷町老人保健福祉基本計画策定審議会設置条例(平成4年6月三郷町条例第15号)は、廃止する。

付 則(平成18年3月27日条例第25号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月26日条例第13号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。